

横浜市空家等管理代行 事業者登録制度概要資料

登録の申請前に必ずお読みください！



目次

(1)目的

(2)登録の流れ

STEP1 申請の準備

STEP2 登録申請

STEP3 名簿の掲載・公表

STEP4 管理の依頼・実施

(3)その他関連資料



(1) 目的

横浜市空家等対策計画に基づき、空家等の管理を代行する事業者の登録及び公表等に関する事項を定めることにより、**自身での空家等の管理が難しい所有者等の空家等の適正な管理を推進し、安全安心な住環境を実現**すること（要綱第1条）



空家の管理が不足すると
周辺に悪影響を与えてしま
うため、適切な管理が重要
です。

空家等管理代行業務とは



空家所有者等に代わり、下記の業務を行います。

次のうちいずれか1つ以上の業務

- ・ 外観調査
- ・ 敷地内の清掃
- ・ 内観調査
- ・ 家屋の清掃
- ・ 家屋の通風・通水
- ・ 庭木のせん定・除草
- ・ その他空家等の適正な管理



上記業務内容を所有者等へ報告

リストにして公表することで、空家所有者等が管理を依頼しやすくします。

(2)登録の流れ



STEP1 申請の準備



- ・申請書（第1号様式）や誓約書（第2号様式）等の必要書類を用意
- ・横浜市空家等対策計画や本概要資料の内容を理解

STEP2 登録申請



- ・Eメールで建築局建築指導課に申請

STEP3 名簿の掲載・事業者リストの公表



- ・名簿掲載の可否について建築指導課から回答
- ・掲載可の場合は後日、市のHPが更新され掲載開始

STEP4 管理の依頼・実施

- ・事業者リストを見た市民の方から管理の依頼
- ※市から業者を斡旋するものではありません。

STEP1 申請準備

- 横浜市空家等対策計画や本概要資料の内容を理解する。
- 申請書に必要事項を記載する
↳ 自社の管理代行業務の内容・料金の目安がわかるHPのURLが必要になります。
- 誓約書の内容を確認し、作成する。

※登録後に申請書・誓約書の内容について虚偽があることが発覚した場合、名簿から登録を削除する場合があります。

申請書の内容

<対象区域>

実施可能な区に○ ※市内全域に○の場合は各区の入力は不要

市内全域	鶴見区	神奈川区	西区	中区	南区	港南区	保土ヶ谷区
旭区	磯子区	金沢区	港北区	緑区	青葉区	都筑区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区					

<管理代行業務>

実施可能な業務に○

外観調査	敷地内の清掃	内観調査	家屋の清掃
家屋の通風・通水	庭木の剪定	除草	郵便物の転送
その他			

 いずれか1つ以上に○をつけてください。（複数でも可）

 名簿に反映するため、50字以内でご記入ください。
記載内容は調整させていただく場合があります。

【参考】事業者リスト

申請書に記載された内容を一覧にし、公開します。

	事業者名及び所在地	連絡先 (TEL/E-mail)	ホームページ	管理代行業務									業務区域
				外観調査	敷地内の 清掃	内観調査	家屋の 清掃	家屋の 通風・通水	庭木の 剪定	除草	郵便物の 転送	その他	
例	株式会社〇〇 横浜市中区本町××	電話：045-671-4539 メール：kc- anzen@city.yokohama.lg.jp	ホームページURL	○	○	○			○				市内全域

リストのイメージ

誓約書の内容①

- 1 次の(1)～(3)のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 市税を滞納していません。
- 3 横浜市空家等対策計画及び横浜市空家等管理代行事業者登録制度概要資料について確認し、理解しました。



- [横浜市空家等対策計画](#)はこちらをご覧ください。
- 横浜市空家等管理代行事業者登録制度概要資料は現在ご覧いただいている資料です。



誓約書の内容②

- 4 虚偽又は悪質な勧誘はいたしません。
- 5 強引な手法や事実誤認を与える営業行為はいたしません。
- 6 故意に見積りの金額等を偽る行為はいたしません。
- 7 不適當な料金設定はいたしません。
- 8 虚偽の報告や依頼内容を逸脱した行為等、管理代行業務の精度を欠く行為はいたしません。
- 9 空家等の所有者等からの苦情等に対する不誠実な行為はいたしません。
- 10 空家等の所有者等より得られた個人情報の取扱いについて十分配慮し、個人情報を利用し、又は本人の同意なく外部に提供するようなことはいたしません。
- 11 要綱第8条第3項の規定による、空家等管理代行事業者名簿の削除について異議を申し立てません。

STEP2 登録申請

- 申請書・誓約書を下記担当宛てにEメールで提出してください。

担当

横浜市建築局建築指導課建築安全担当

Eメール： kc-anzen@city.yokohama.lg.jp

※件名は「【申請】空家等管理代行事業者登録制度」
としてください。



登録にあたって、市から実績等をヒアリングさせていただく場合があります。



STEP3 名簿の掲載・公表

- 名簿の掲載可否が決まった段階で結果を申請者宛てに送付します。
- 後日、市HP上のリストを更新します。

横浜市管理代行事業者登録制度のHP

※登録期間の設定はありません。

名簿の掲載内容に変更がある場合は変更の申請をお願いします。

※市から実績の確認等をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

STEP4 管理の依頼・実施

- 市HPの事業者リストを見た空家所有者等から直接、管理の依頼があります。
 - ※市から業者を斡旋するものではありません。
 - ※市から空家等のリストを提供するものではありません。
 - ※市から空家所有者には複数社見積を取ることをおすすめしています。
- 契約にあたってはサービス内容について事前にしっかりと説明をしてください。
- 原則、市は契約の内容には関与しませんが、契約の状況等についてヒアリングをする場合があります。
- 空家所有者等は市HPへの掲載を見て、**信頼して依頼されます**。誠実な対応をお願いします。

(3)その他関連資料

- 空家所有者向け横浜市HP

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/kanri.html>

⇒空家所有者への支援等について記載されています。
所有者から相談があった場合にご活用ください。

- 空き家管理チェックリスト（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001720159.pdf>

⇒空家の管理についてまとめたリーフレットです。
所有者とお話しする際にご活用ください。